

# ○袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱

平成31年 4月24日

告示第87号

## (目的)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、プロジェクト「TOUKAI—0+」総合支援事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付け住安第2130号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき木造住宅耐震改修助成事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震改修助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画を策定し、及び耐震補強工事を実施する事業のうち、袋井市木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第22号）に基づく補助金の交付を受けていないものをいう。

(2) 木造住宅 木造軸組工法で建築され、居住のため継続して利用する建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(3) 耐震補強計画 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と判定された木造住宅を耐震評点が1.0以上の木造住宅とするための補強計画で、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が次のいずれかの方法により算定した補強計画をいう。

ア建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添の指針による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）

イ財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」

ウ新工法を採用する等ア及びイの方法による算定が困難な場合は、ア及びイと同等以上の効果が認められるもの

(4) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づく工事をいう。

## (補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、対象建築物の所有者（市税の滞納をしていない者に限る。）が行

う木造住宅耐震改修助成事業に要する経費（耐震補強計画、設計及び耐震補強工事に要する費用に限る。）とする。

- 2 補助金の額は、木造住宅耐震改修助成事業に要する経費の合計額と115万円とを比較して、いずれか少ない額（袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成17年袋井市告示第21号）に基づく補助金の交付を受けた金額を除く。）とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請及び決定）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し

（3）耐震補強工事に要する経費の見積書の写し

（4）付近見取図

（5）耐震診断結果報告書

（6）耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図

（7）既存木造住宅にあつては、建築年次を証明する書類

（8）当該建築物の所有者を証明する書類

（9）居住者による申請の場合にあつては、所有者の承諾書

（10）申請建物の外部2方向及び内部2箇所程度の写真

（11）袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、その補助金の額が確認できる書類及び耐震補強計画結果報告書の写し

（12）その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、補助対象事業の着手前に当該補助対象事業について、交付の決定を受けなければならない。

（設計の確認）

第5条 前条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、耐震補強

計画の策定が完了したときは、耐震補強計画確認依頼書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補強計画の設計確認を受けなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し
- (3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- (4) 耐震補強計画結果報告書の写し
- (5) 耐震補強計画平面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は前項の設計確認を行った後に、申請者へ設計内容確認結果通知書（様式第5号）を通知する。

3 交付決定者は、前項の設計内容確認結果通知書を受けたときは、耐震補強工事を実施することができる。

4 袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたもので、耐震補強計画の変更を行わない場合は、前3項に定める手続を経たものとみなす。

（計画の変更等）

第6条 交付決定者は、補助申請額に変更がある場合は補助事業を遂行する前までに、施工箇所及び施工方法に変更（耐震補強計画の変更を含む。）がある場合は速やかに、当該変更の内容がわかる書類を添えて、木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めるときは、木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（計画の遅滞等）

第7条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震改修助成事業計画遅滞等報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第9号）により交付決定者に指示するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第8条 交付決定者が補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、木造住宅耐震改修

助成事業計画廃止（中止）届（様式第10号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（完了実績報告）

第9条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震改修助成事業完了実績報告書（様式第11号）を当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

（書類の整理等）

第12条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月31日告示第76号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第43号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日告示第158号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第42号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日告示第215号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に発行されている健康保険の被保険者証による本人確認については、当該保険証の有効期限が経過するまでの間（当該有効期限の末日が令和7年12月2日以後であるときは、同月1日までの間）、なお従前の例による。
- 3 この告示の日の前に袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金への申請がされ、かつ、この告示の日以後に交付決定がなされることとなる場合については、改正後の袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月27日告示第103号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号（第4条関係）

木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所  
氏名  
電話

袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、この申請に当たり、市税の納付状況について市が調査することに同意します。

交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図 <input type="checkbox"/> 既存木造住宅にあつては、建築年次を証明する書類 <input type="checkbox"/> 当該建築物の所有者を証明する書類 <input type="checkbox"/> 居住者による申請の場合にあつては、所有者の承諾書 <input type="checkbox"/> 申請建物の外部2方向及び内部2箇所程度の写真 <input type="checkbox"/> 過去に袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、その補助額が確認できる書類及び耐震補強計画結果報告書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）□のある欄は、該当する□にレ点を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

（表）  
事業計画書

住宅の所在地	袋井市					（自己居住・他者居住）				
種 別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（      ）									
建 築 時 期	年      月									
階数及び面積	階建て		1階		m <sup>2</sup>		2階		m <sup>2</sup>	
耐震診断結果等	耐震評点	X方向	点		Y方向	点				
	耐震診断の種類	<input type="checkbox"/> わが家の専門家診断事業 <input type="checkbox"/> その他（                      ）								
	診断者の氏名及び資格	（氏名） （資格） 静岡県耐震診断補強相談士 第      号 受講講習会 （      級）建築士（              ）登録 第      号 建築士事務所名								
耐震診断結果等（設計及び監理）	診断者の氏名及び資格	（氏名） （資格） 静岡県耐震診断補強相談士 第      号 受講講習会 <input type="checkbox"/> 診断者同様 （      級）建築士（              ）登録 第      号 建築士事務所名								
耐震改修工事	工事施工者	（名称及び代表者氏名） 建設業の許可（              ）第      号 営業所名 担当者氏名								
事業着手日及び完了予定日	耐震補強計画	年      月      日 ～ 年      月      日								
	耐震補強工事	年      月      日 ～ 年      月      日								

(裏)

	耐震評点	点
補強後の評点等	補強計画策定者の氏名及び資格	(氏名) (資格) 静岡県耐震診断補強相談士 第 号 受講講習会 ( 級)建築士( )登録 第 号 建築士事務所名
補助対象経費 (見積り金額)	耐震補強計画等 耐震補強工事 合計	円 (税込み) 円 (税込み) 円 (税込み)

(注) □のある欄は、該当する□にレ点を記入してください。

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金については、次のとおり交付決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
    - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
  - (5) 市長の承認を受けて（4）の財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を市に納付していただく場合があること。
  - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (7) 袋井市木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第5条関係）

耐震補強計画確認依頼書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造住宅耐震改修事業の耐震補強計画が完了したので、確認されるよう関係書類を添えて依頼します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震補強計画等の策定に要する経費の見積書の写し
- (3) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し
- (4) 耐震補強計画結果報告書の写し
- (5) 耐震補強計画平面図
- (6) その他

様式第5号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

設計内容確認結果通知書

年 月 日付けにより依頼がありました耐震補強計画確認について内容確認が完了したので、次のとおり通知します。

審査結果の意見

様式第6号(第6条関係)

木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修助成事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震改修助成事業の変更については、  
次のとおり承認し、これに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 金 円
- 2 承認の内容
- 3 その他

様式第8号(第7条関係)

木造住宅耐震改修助成事業計画遅滞等報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐改修助成事業の計画について、次のとおり事業の遅滞等が生じたので報告します。

- 1 遅滞等の内容
- 2 遅滞等の理由

様式第9号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

袋井市長



指示書

年 月 日付けで報告のあった木造住宅耐震改修助成事業の遅滞等について、次のとおり指示します。

指示の内容

様式第10号（第8条関係）

木造住宅耐震改修助成事業計画廃止（中止）届

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震改修助成事業について、次により廃止(中止)したいので届け出ます。

廃止(中止)の理由

様式第11号(第9条関係)

木造住宅耐震改修助成事業完了実績報告書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅改修補強助成事業が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 契約書又は領収書の写し
- (2) 耐震改修を行った箇所の施工時及び完了時の写真

耐震性能の確認

本件の木造住宅耐震改修助成事業は、耐震補強計画に基づき工事が施工されており補強後の耐震評点を有することを証します。

住 所  
工事監理者 氏 名 ⑩  
電 話 ( )

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第8条関係)

様式第11号 (第9条関係)